

市場監督管理総局による 乳幼児用調製粉乳の製品配合の登録に関する公告（仮訳）

本仮訳は、2021年3月24日に公布された「市場監督管理総局による乳幼児用調製粉乳の製品配合の登録に関する公告（市场监管总局关于婴幼儿配方乳粉产品配方注册有关事宜的公告）」を在中国日本国大使館が仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

http://gkml.samr.gov.cn/nsig/tssps/202103/t20210324_327214.html

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

市場監督管理総局による 乳幼児用調製粉乳の製品配合の登録に関する公告

2021 年第 10 号

《食品安全国家基準 乳児用調製食品》(GB 10765-2021)、《食品安全国家基準 比較的大きい乳児用調製食品》(GB 10766-2021)及び《食品安全国家基準 幼児用調製食品》(GB 10767-2021) (注) (以下、新国家基準と総称する) は 2021 年 2 月 22 日に既に公布され、2023 年 2 月 22 日に施行される。新国家基準公布後の乳幼児用調製粉乳の製品配合の登録作業を遺漏なく行うため、登録に関する事項について以下のとおり公告する：

一、新国家基準の公布日から、申請者は新国家基準に従って製品配合登録(変更、継続を含む)申請を提出することができ、登録された後に、新国家基準に従って製造を組織することができる。新国家基準の施行日から、製造企業は新国家基準に従って登録された製品配合の製造を組織し、それ以前に《食品安全国家基準 乳児用調製食品》(GB 10765-2010)及び《食品安全国家基準 比較的大きい乳児及び幼児用調製食品》(GB 10767-2010)に従って製造した製品は、賞味期限が終了するまで販売することができる。

二、既に登録された製品配合に対して、申請者が新国家基準に従って配合を調整する場合は、原則的に変更により登録手続きを行う；配合原料(食品添加剤を含む)の種類と栄養成分表を調整すると同時に、実質的に新たな製品配合を構成する場合は、元の配合を取り消し、新たな配合の登録を申請することにより処理する。

三、登録された製品配合に対して、申請者が新国家基準に従って登録(変更、継続を含む)を申請する場合は、《乳幼児用調製粉乳の製品配合の登録申請資料項目及び要件(試行)(2017改訂版)》に従って資料を提出するものとし、変更のない資料は再提出しなくともよい。製品配合の研究開発に関する論証レポートでは、配合調整の研究開発に関する論証状況及び調整前後の差異を詳細に説明すべきである。

四、申請者は製品のシェルフライフにおける安定性に関する検討資料を提出しなければならない。安定性の検討においては、食品原料（食品添加剤を含む）の理化学的性質、製品配合、技術条件及び包装材料等の合理的な試験を設計すべきであり、具体的には《乳幼児用調製粉乳の製品安定性の検討に関するガイドライン（試行）》（詳細は添付参照）を参考に、製品の品質安全を保証する。

ここに公告する。

添付：乳幼児用調製粉乳の製品安定性の検討に関するガイドライン（試行）

市場監督管理総局

2021年3月23日

（訳注：各国家基準において、それぞれ0～6か月齢の乳児、6～12か月齢の乳児、12～36か月齢の幼児の食用に配合された食品を適用範囲とする旨を定義。）

市場監督管理総局による乳幼児用調製粉乳の製品配合の登録に関する公告（仮訳）

2021年4月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5186

禁無断転載